

会費等規定

平成 29 年 3 月 1 日制定

平成 29 年 4 月 1 日施行

(目 的)

第 1 条 この規定は、一般社団法人日本コーフボール協会（以下「本協会」という。）の定款第 7 条の規定に基づき、本協会の会費等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第 2 条 本協会の入会金は、次のとおりとする。

正会員 1,000 円

一般会員 1,000 円

2 前号にかかわらず、平成 29 年 3 月末日時点で本協会に登録されている会員は、入会金の支払いを要しない。

(年会費)

第 3 条 本協会の年会費は、定款第 7 条第 2 項の定めるところにより、以下のとおりとする。

個人登録	正会員	3,000 円
	一般会員	3,000 円
団体登録	1 団体 20,000 円 (但し、期中での登録団体については当期限内に限り、10,000 円とする)	
賛助会員	50,000 円	

(納 付)

第 4 条 会員は、毎年 3 月に 4 月以降の 1 か年分の会費を前納するものとする。

(変 更)

第 5 条 この規定は、定款第 15 条の定めるところにより、総会の決議によって変更することができる

(登録内容の変更の通知)

第 6 条 会員はその登録内容に変更があった場合は、1 カ月以内に事務局にその旨を通知しなければならない